

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

1. 企業におけるコーポレート・ガバナンスの重要性が益々高まっていく中、当社と致しましては長期安定的な株主価値の向上と経営の効率性、透明性を向上させるため、迅速で正確な経営情報の把握と、公正で機能的な意思決定を行いながら、株主の立場に立って企業価値を最大化することを基本方針にしております。又、より高い技術力を目指す技術者集団として顧客企業とともに共存共栄のもと持続的成長を図り、技術を通し社会に貢献していくことを目標としております。
2. 会社の社会的役割を認識し、法令、規則を遵守し、社内外へのタイムリーな情報公開を行うことで、株主をはじめステーク・ホルダー（株主、取引先、従業員など）との友好な関係の維持発展に努めてまいります。
3. 機動的な経営管理体制のもと、経営環境の変化に柔軟に対応できるように、内部統制、リスクマネジメントを強化するとともに、監査体制の充実を図ってまいります。また、社外への情報開示を迅速に行い、経営の公正性ならびに透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ベストプランニング	1,000,000	25.15
田中 吉武	643,900	16.19
ヒップ従業員持株会	412,300	10.37
田中 佐津枝	91,800	2.30
野口 健一	72,300	1.81
岩崎 篤二	60,000	1.50
株式会社神奈川銀行	45,000	1.13
株式会社横浜銀行	45,000	1.13
東京海上日動火災保険株式会社	45,000	1.13
日本証券金融株式会社	37,900	0.95

支配株主（親会社を除く）の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
及川 善雅	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
及川 善雅		——	及川善雅氏は、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた幅広い識見を有しております。当社の今後の事業戦略に様々な観点から助言をいただくことができると判断し、社外取締役に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、新日本有限責任監査法人との連携を緊密にし、定期的には四半期ごと監査法人と面談し、また必要に応じて随時意見交換および指摘事項の改善状況の確認を行っています。主に会計監査報告中から明らかになった専門的かつ客観性のある指摘事項につきましては、速やかに経営に反映させるように努めております。また、適宜意見交換を行い監査方法および結果の妥当性を判断しております。

監査役は、内部監査室から定期的および随時的に監査計画、概要および実施状況について報告を受け、連携(意見交換)を行うことで情報を共有化し、監査の実効性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 正八郎	他の会社の出身者										△			
得丸 大輔	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 正八郎	○	佐藤正八郎氏は当社と顧問(非常勤)契約を締結しておりましたが、社外監査役就任に伴い解消しました。	佐藤正八郎氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたる警察官としての豊富な経験・実績・見識を当社の監査体制に反映させ、コンプライアンス経営の強化を図っていただけると判断し、当社との特別な利害関係はなく、独立役員の要件も満たしていることから社外監査役に選任いたしました。
得丸 大輔		――	得丸大輔氏は、社外監査役となること以外に会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として高度な専門的知識を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状のシステムが十分に機能していると考えており、現時点で新にインセンティブを付与する必要は無いと判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

平成27年3月期に取締役4名、監査役2名及び社外役員4名に支払った報酬は次の通りであります。
取締役を支払った報酬 基本報酬 54,930千円 退職慰労引当金 10,782千円 総額 65,712千円
監査役を支払った報酬 基本報酬 5,775千円 退職慰労引当金 383千円 総額 6,158千円
社外役員に支払った報酬 基本報酬 3,379千円 退職慰労引当金 390千円 総額 3,769千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬額は、会社の経営状況、役職及び職責、世間水準並びに従業員給与とのバランスを考慮して決定し、毎月定額を支給する方法によっております。
取締役の報酬額は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において取締役会で決定しております。
監査役の報酬額は、株主総会が決定した報酬総額の限度内において監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任スタッフはおりませんが、総務部が必要に応じて監査役業務をサポートする体制をとっております。
また、専任スタッフ配置を求められた場合には監査役の職務を補助するスタッフを速やかに配置することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され毎月1回以上の開催を原則として、業務執行に関する重要事項の審議、決定及び業務執行状況の監督を行っております。監査役は、常勤監査役1名、非常勤監査役(社外監査役)2名の3名で構成し、監査役会において定期的に監査状況に関する意見を交換しております。
なお、法令に定める監査役の数に満たない場合には、補欠監査役を1名選任しております。
会計監査については、利害関係の無い外部監査人による監査も受けております。また、内部監査部門として内部監査室を設け、内部監査規程に基づき業務全般にわたり年2回定期的に内部監査を実施しております。
内部監査室は、当社の財務報告に係る内部統制の要としても機能しております。
別途、企業統治体制上有用な会議体として統括部長会議を置き、担当役員及び統括部長、必要に応じ管理部門の部長等の出席のもと、毎月1回定期的に各部門に生じた問題や利益計画の進捗状況等について検討しております。統括部長会議には、リスクマネジメントに係る第1次検討会議体の1つとしての役割もあります。
さらに、コンプライアンス規程に基づきコンプライアンス委員会を設置しております。また、同規程に基づき、内部通報制度も整えております。
当社は、会計監査を新日本有限責任監査法人に委嘱しております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次の通りであります。
業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 毛利 篤雄
奥見 正浩
直近の業務に関与した補助者の構成
公認会計士 5名
その他 4名
なお、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、平成22年6月29日に開催された第15期定時株主総会において、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業統治の目的は企業の不祥事を防ぎながら企業価値を継続的に創造していくことにありと認識しておりますが、企業統治の体制を考えるに当たって重視すべきは「企業の不祥事を防ぐこと」にあると考えております。

企業の所有と経営の分離が進み、所有者である株主が株式会社の最高機関である株主総会の構成員として、また株主としての権利行使として行動しても自ら経営を統制することは困難な状況にあります。そのため、企業統治の実効性を確保するためには、会社の内部組織である取締役会、監査役、内部監査担当部門による監督監視活動を支え、さらにコンプライアンス体制を確保するという観点から、社内規程の充実を図ることが極めて重要であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家説明会は定期的に実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、中間決算発表後にアナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR情報のページを設け、決算短信、有価証券報告書、ニュースリリースなどを適宜掲載します。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室がIR担当をしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、法令遵守体制の確保に関連する規程・マニュアル類を整備し周知徹底するとともに、役社員が高い倫理観を持って職務の執行に当たるように、内部統制システムを含む制度を整備する。

(2) 監査役会は監査役会規則に基づき独立した立場から取締役の職務執行を監視し、その適法性を検証しており、法令、定款の違反を予想、発見した場合は直ちに監査役会、取締役会に報告し、是正処置をとることとする。

(3) 内部監査室が定期的な内部監査を通じ当社の企業活動が法令、定款に基づき実施されているかを調査し、代表取締役社長に報告しコンプライアンス体制の有効性を検証している。

(4) 企業倫理をはじめとする基本方針の決定など、コンプライアンス体制の基盤整備を行い、全従業員が法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守のうえ社会的責任を果し企業理念を实践するように、定期的な社内教育を行うなど周知徹底を図ることとする。

2. 当社の取締役会の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報・文書(電磁的記録を含む)の取扱いは、文書管理規程に従い作成のうえ、適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時これらの文書を閲覧できる状態を維持することとする。

(2) 必要な関係者は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危機の管理に関する規定その他の体制

(1) 代表取締役社長の直属部署として内部監査室を設置し、定期的に内部監査を実施する。

(2) 内部監査室の監査により法令、定款違反、その他損失の危険のある業務執行が発見された場合には、その内容について、直ちに代表取締役社長に報告する。又、取締役会、監査役会に報告するものとする。

(3) リスク管理規程に基づき、各部署所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うとともに、統括部長会議にて全社横断的にリスク管理状況を監視することとする。不測の事態が発生した場合には、リスク対応委員会を設置し、適切かつ迅速に対応を行い、損失を最小限に止める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う体制を確保する。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程及び稟議規程等の意思決定ルールに基づき個々の取締役の職務権限を明確化することにより、効率的な達成方法を確保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役が当社取締役を兼務し、取締役会において子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について報告している。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、子会社のリスクは子会社担当取締役が管理している。子会社担当取締役は子会社のリスクを網羅的・統括的に管理しており、不測の事態が生じた場合はリスク対策委員会を設置し、企業価値を保全するための施策を講じ、損失を最小限に止める。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役が当社取締役を兼務し、当社および子会社の取締役会に出席することで子会社が迅速かつ的確な意思決定を行う体制を確保する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社社員が子会社の取締役を兼務し、子会社の業務が適正に行われるよう監督している。また、コンプライアンス規程を子会社の役社員に周知徹底することで、法令、定款、社内規程及び社会規範遵守の意識定着を図る。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とする場合は、監査役の職務を補助する使用人を速やかに配置するものとする。なお、使用人の人選は監査役会の意向を尊重し、協議の上決定する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役補助人は取締役の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価、懲戒等の人事に関する事項に関しては、監査役会と協議の上で決定するものとする。また、監査役の職務を補助すべき使用人は他の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関して法令、定款違反行為及びリスク顕在化の事実を確認した場合、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合は、代表取締役社長への報告と同時に、監査役に報告する体制を構築する。

監査役は取締役会、統括部長会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握を行う。また、その議事録の写しは監査役に配布される。前項に関らず監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の役社員が、職務執行に関して法令、定款違反行為及びリスク顕在化の事実を確認した場合、子会社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合は、当社の監査役に報告を行うことができる体制を構築している。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の役社員が当社監査役に対して報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止することをコンプライアンス規程に定めている。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は支払い等の請求をした場合には、当社諸規程の定めに基づき速やかに支払い処理を行う。なお監査役は費用支出に当たっては、その妥当性を十分留意するものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 役社員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。

(2) 代表取締役社長は監査役会規則に基づき、監査役と定期的な会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うなど、意思疎通を図るものとする。

(3) 内部監査室との連携をもち情報を共有化し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。また、必要に応じて内部監査室に対して調査を求めることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方について

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力及び団体

に対しては毅然とした態度で全社を挙げて対応することを基本方針とする。

2. 反社会的勢力排除にむけた取り組みについて

当社は、反社会的勢力の経済活動への関与や当該勢力が及ぼす被害を防止する観点から倫理規範において反社会的勢力との関わりについて定め、反社会的勢力の排除に向けて全社的に取り組む。

(1) 対応部署の設置

総務部を窓口として、不当要求などの事案ごとに関係部門と協議のうえ対応する。

(2) 外部の専門機関との連携

所轄警察や顧問弁護士及び警察OB等、外部の専門機関と平素から連携する。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

総務部が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力に該当するかの確認を行う。

(4) 研修・教育活動の実施

コンプライアンス委員会の定例開催など、反社会的勢力の排除に向けて対応すべく、平素より啓発活動に努める。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要は以下の通りであります。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社におきまして、投資判断に影響を与える会社情報が発生した場合には、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所定める「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定に則り、適時、適正かつ公平な情報開示に努めております。また、適時開示の基準に該当しない情報につきましても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、積極的に情報開示を行うよう努めております。開示情報につきま

しては、「適時開示情報伝達システム(TDnet)」(以下、「TDnet」という)を通じての株式会社東京証券取引所への提出及び、記者クラブへの投函を行うなど、公平・迅速かつ広範な開示を行っております。また、当該情報の当社ホームページへの掲載は、TDnet を通じて開示したのち速やかに実施することとしており、広く投資家の皆様に当該情報が浸透するよう努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社におきましては、法令遵守ならびに証券市場における会社の信用確保、会社情報の取扱いに関する権限と責任の明確化を目的として、内部情報管理規程を制定しており、適時、適正かつ公平な情報開示に努めております。

執行役員経理部長が、当社における情報開示に関する責任者ならびに株式会社東京証券取引所に対する情報取扱責任者を担当いたしております。又、総務部長が内部情報管理責任者を担当しており、担当部署の総務部への速やかな伝達が行われるよう各部署に情報管理の徹底を指示するとともに、各部署からの重要情報の適時報告を促し、情報を迅速且つ正確に把握出来る体制を構築しております。情報開示の要否ならびに開示内容・方法等につきましては、内部情報管理責任者が情報取扱責任者と社内関係部門、必要に応じて会計監査人、主幹事証券会社等への確認および相談の上、情報開示をしております。

3. 決定事実の適時開示

当社における重要な決定事項ならびに決算に関する情報につきましては、取締役会の決議に基づき、情報開示を行っております。取締役会におきましては、当社の「取締役会規則」に定められた付議事項について審議・決議いたしております。情報取扱責任者は、決議事項のうち開示対象となる重要事項について、当該取締役会終了後、直ちに情報開示を行っております。

4. 発生事実の開示

当社における重要な発生事実につきましては、各部署から内部情報管理者の総務部長へ報告を行います。内部情報管理者は重要事実が発生した場合、情報開示の要否ならびに開示内容・方法等を検討した上で、速やかに情報取扱責任者に報告するとともに、情報の社内外への漏洩防止に努めてまいります。情報取扱責任者は、報告された内容が重要事実等に該当するか否かを判断し、重要事実等につきましては取締役会あるいは代表取締役社長の決裁を得て、適切な時期及び方法により情報開示を行っております。

5. 内部監査機能の強化

当社では、監査会による経営監視体制の強化を進めております。具体的には、取締役の職務執行ならびに法令遵守の監視を目的として、社外監査役2名を選任し、監査の独立性と充実を図っております。又、会計監査人との連携を緊密にし、主に会計監査の中で明らかになった専門的かつ客観性のある指摘事項につきましては、速やかに経営に反映させるよう努めております。更に、業務効率および収益の向上と会社財産の保全に寄与することを目的として内部監査室を設け、業務運営状況ならびに規程をはじめとする社内ルールの遵守状況を監査いたしております。

6. インサイダー取引防止について

当社では、内部情報管理規程により内部情報の管理及び役職員の自社株式等の売買に関する行動基準を定めており、当社役職員における金融商品取引法に違反する内部者取引を未然に防止するよう努めております。

